

税務署受付印

短縮特例承認資産の一部の資産
を取り替えた場合の届出書

※整理番号

2通提出
(添付書類含む)

令和 年 月 日 国税局長殿	納 税 地	〒
	(フリガナ)	電話() -
	法 人 名 等	
	法 人 番 号	
	(フリガナ)	
	代 表 者 氏 名	
	代 表 者 住 所	〒
事 業 種 目		業

次の減価償却資産について、法人税法施行令第57条第7項の規定の適用を受けることを下記のとおり届け出ます。

更新資産の取得をした日の属する事業年度	1	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
届 出 の 事 由	2	法人税法施行規則第18条第1項
		第1号 該当 第2号 該当
みなし承認を受けようとする使用可能期間 (付表のo)	3	年
未経過使用可能期間 (付表のp)	4	年
短縮特例承認資産の種類及び名称	5	
短縮特例承認資産に係る「耐用年数の短縮の承認通知書」の文書番号及び発行年月日	6	法第 年 月 日 平成・令和 年 月 日 ※「耐用年数の短縮の承認通知書」の写し及び直前の事業年度に適用を受けた届出書に添付した「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書」の写しを添付する場合は、6欄に記載する必要はありません。
参 考 と な る べ き 事 項	7	

添 付 書 類	「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書」(付表)
---------	---------------------------------

税 理 士 署 名	
-----------	--

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日付印	年 月 日	確 認
-------------	--------	-------------	------------------	--------	-------------	--------	------------	-------	-----

短縮特例承認資産の一部の資産を取り替えた場合の届出書の記載要領等

- この届出書は、法人が既に耐用年数の短縮の承認を受けている資産（以下「短縮特例承認資産」といいます。）の一部についてこれに代わる新たな資産（以下「更新資産」といいます。）と取り替えた場合において、耐用年数の短縮のみなし承認を受けようとするときに、必要事項を記載して提出してください。
- この届出書は、納税地の所轄税務署長を経由して所轄国税局長に2通提出してください。
なお、この届出書は更新資産の取得をした日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第72条又は第144条の4の規定による仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）までに提出する必要があります。
- 届出書の各欄は、次により記載してください。
 - 「更新資産の取得をした日の属する事業年度1」欄には、法人税法施行令第57条第7項に規定する更新資産を取得した日の属する事業年度を記載してください。
 - 「届出の事由2」欄には、耐用年数の短縮のみなし承認を受けようとする事由が、法人税法施行規則第18条第1項各号に掲げる事由のいずれの事由に該当するかについて、該当する号を○で囲んでください。各号の該当事由は次のとおりとされています。

該当号	届出の事由
第1号	短縮特例承認資産の一部の資産について、種類及び品質を同じくするこれに代わる新たな資産と取り替えた場合
第2号	短縮特例承認資産の一部の資産について、これに代わる新たな資産（その資産の購入の代価又はその資産の建設等のために要した原材料費、労務費及び経費の額並びにその資産を事業の用に供するために直接要した費用の額の合計額がその短縮特例承認資産の取得価額の10%相当額を超えるものを除きます。）と取り替えた場合であって、その取り替えた後の使用可能期間の年数とその短縮特例承認資産の承認に係る使用可能期間の年数とに差異が生じない場合

【第1号該当の場合】

- 第1号該当の場合の届出に当たっては、更新資産が、法人税法施行規則第18条第1項第1号に定める要件（更新資産の種類及び品質が取り替えた短縮特例承認資産の一部と同じであることを満たしている必要がありますので御注意ください。

【第2号該当の場合】

- 第2号該当の場合の届出に当たっては、更新資産が、法人税法施行規則第18条第1項第2号に定める次の要件をそれぞれ満たしている必要がありますので御注意ください。

イ 更新資産の購入代価等の額が短縮特例承認資産の取得価額の10%以下であること

具体的には、「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書」（以下(4)において「付表」といいます。）のgの計に内書きした金額が、短縮特例承認資産に係る「承認を受けようとする使用可能期間及び未経過使用可能期間の算定の明細書」（以下(4)において「短縮特例承認資産の明細書」といいます。）(※)のgの計に記載した金額の10%以下であるかどうかにより判定します。

※ 短縮特例承認資産について、この届出によるみなし承認を受けようとする事業年度の直前の事業年度において、法人税法施行令第57条第7項の規定の適用を受けている場合には、当該直前の事業年度の届出書に添付した「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書」のgの計に記載した金額により判定します。

ロ みなし承認を受けようとする使用可能期間と短縮特例承認資産の承認を受けている使用可能期間との年数に差異が生じないこと

具体的には、付表のo欄の年数と短縮特例承認資産の明細書のo欄の年数が同じであるかどうかにより判定します。

【共通記載項目】

- 「みなし承認を受けようとする使用可能期間3」欄には、付表「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書」のo欄の年数を記載してください。
- 「未経過使用可能期間4」欄には、付表「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書」のp欄の年数を記載してください。
- 「短縮特例承認資産の種類及び名称5」欄には、短縮特例承認資産につき、減価償却資産の

耐用年数等に関する省令別表又は平成 20 年改正前の減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第二「機械及び装置の耐用年数表」に掲げる種類又は設備の種類及びその名称を記載してください。

- (8) 「短縮特例承認資産に係る『耐用年数の短縮の承認通知書』の文書番号及び発行年月日 6」の欄には、短縮特例承認資産に係る「耐用年数の短縮の承認通知書」の右上に記載されている文書番号及び発行年月日を記載してください。ただし、「耐用年数の短縮の承認通知書」の写しをこの届出書に添付する場合は、この欄を記載する必要はありません。
- (9) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
- (10) 「※」欄は、記載しないでください。

4 届出書の提出に当たっては、「更新資産に取り替えた後の使用可能期間の算定の明細書」(附表)を添付してください。

5 留意事項

(1) 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

なお、受託者が個人である場合には「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。

(2) みなし承認

上記 2 の期限までにこの届出書を提出した場合には、この届出書をもって耐用年数の短縮の承認申請書とみなし、更新資産の取得をした日の属する事業年度終了の日（中間申告書を提出する場合には、事業年度開始の日以後 6 月の期間の末日）において、耐用年数の短縮の承認があったものとみなされます。